

第 45 回サービス統計・企業統計部会議事録

1 日 時 平成 26 年 5 月 15 日（木） 9:56～12:18

2 場 所 経済産業省別館 104 号会議室

3 出席者

（部 会 長） 廣松毅

（委 員） 北村行伸、西郷浩

（専 門 委 員） 永井知美、山本渉

（審議協力者） 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、埼玉県、東京都

（調査実施者） 経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室：間中室長ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、佐藤国際統計企画官ほか

4 議 題 商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更について

5 議事録

○廣松部会長 ただいまから第 45 回「サービス統計・企業統計部会」を開催いたします。

前回の部会では、審査メモの「1 商業動態統計調査（基幹統計調査）の変更」のうち、「③報告を求める事項」、「④集計事項」、「⑤『公的統計の整備に関する基本的な計画』への対応について」及び「⑧卸売・小売業を対象とした統計調査の体系的な整備について」について審議を行い、一部結論を保留した事項を除き、適当と判断されました。

なお、「③報告を求める事項」のうち、「コンビニエンスストア調査における既存店の商品販売額等の項目を削ること」については、前回の部会において、調査実施者から追加の資料を提出することとされております。

また、5月12日に開催された統計委員会で私から本部会の審議状況について報告をした際に、西村委員長からも、本項目の扱いについてデータの連続性を考慮することや、業態統計（業界団体の統計）の活用にあたっては、カバレッジや本調査のデータとの相関などにも留意し、慎重に検討していただきたいという御意見がありました。

これにつきましては、本日、調査実施者から資料が提出されておりますので、後ほど御審議をお願いします。

本日の部会は 12 時までを予定しておりますが、多少時間をオーバーする場合があります。御予定のある方は退席されても結構です。

それでは、初めに、本日の配布資料について事務局から説明をお願いします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、本日配布している資料です。

まず、資料1として、前回部会において宿題となりました事項についての回答を付けております。

資料2は、審査メモの論点で残っている部分がありますので、それについての回答の資料です。

その後ろに別添資料として1、2、3と3枚の資料を付けております。

また、参考資料1として前回第44回部会の結果概要、参考資料2として本部会の審議状況を付けております。これは、5月12日に開催された統計委員会において配布したものです。

なお、統計委員会では、参考資料2のほか、第43回及び第44回部会結果概要も配布しておりますが、今回の資料では割愛しております。

さらに、席上配布資料として、1枚がカラーのグラフのもの、もう1枚が表形式のもの、計2枚を配布しております。こちらは、大変恐縮ですが、会議終了後回収いたしますので、終わりましたら席上に残しておいていただければ幸いです。

その他の資料につきましては、前回までの部会で配布したものを使用いたします。

また、本日、この会議室はマイクがありません。スピーカーとマイクを持ってまいりましたが、マイクが2本しかありません。発言をされる際はマイクをお持ちしますので、お手数ですが、その点よろしくお願い致します。

事務局からは以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、第3回目の部会審議に入ります。

初めに、前回の部会において引き続き検討することと致しました「③報告を求める事項」のうち「コンビニエンスストア調査における既存店の商品販売額等の項目を削ること」について、経済産業省から追加の資料を提出していただきましたので、説明をお願い致します。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 それでは、お手元の資料1「経済産業省説明資料」、前回の宿題への回答について、資料で説明いたします。

大きく4点あります。

1 ページ目に前回の宿題としまして、コンビニエンスストアの既存店の調査項目を削除する件に関し、日本フランチャイズチェーン協会（JFA）の結果との比較について提示をするように、という部分です。こちらは別添の資料1を御覧いただきながら説明いたします。

まず、別添1に全体のグラフを書いております。3点ありまして、上段の部分が経済産業省と日本フランチャイズチェーン協会とのコンビニエンスストアの売上高の比較推移を書いております。内容的には、全店ベースの売上高を書いています。中段の部分については、日本フランチャイズチェーン協会の全店ベースと経産省の全店ベースでの売上高の前年同月比の推移を書いております。下段は、その既存店ベースのものを比較しております。

まず、上段ですけれども、経済産業省の売上高の推移は実線の部分です。JFA の売上高と、販売額の推移自体に幅がありますが、これは協会のアウトサイダーが除かれるため、対象範囲の違いというような形で御覧願います。そして、直近の1年プラス足元の3か月ということで、全体で15か月分比較しておりますが、その期間の相関係数は0.9999で、ほぼ1に近い状況になっております。

本来であれば、ここで既存店ベースでの販売額の比較も書いた方が良いかもしれませんが、当省は既存店ベースでの販売額というのは公表しておりません。既存店ベースでの販売額を公表していない理由の一つとしましては、全店ベースと既存店ベースの両方の販売額を公表すると、地域別に表章している関係もありまして、ある時点では新規店が特定化されてしまい、特定企業の情報が把握可能となるおそれがあるということです。コンビニと同様の理由により、百貨店とかスーパーなどの大型小売店販売額についても、既存店分の販売額は公表しておりません。既存店分については、伸び率だけの公表ということで、統一化しております。

実際に販売額の相関は非常に良い状況です。前年同月比はどうかというと、中段の部分です。この期間の相関係数は0.9984ということで、これも非常に高い状況です。

一番問題の既存店ベースでの数字ですけれども、前年同月比は相関係数が0.9986という形で、こちらも非常に高いという状況です。

全体のグラフの推移は以上です。

資料1に戻っていただきまして、これを比較した形でコメントしております。

1.としまして、この結果は、足元15か月ですけれども、相関係数自体は販売額の0.9999を含めて0.99以上ということで、ほぼ1に近いことを確認しております。

前回の資料でも、若干1月時点でしたけれども、2月の前年同月比の部分で数字を紹介しましたが、経済産業省の全店ベースの前年同月比が6.2に対してJFAが6.0、既存店ベースでは経済産業省の0.9に対してJFAが1.0と、数字自体は0.1又は0.2ぐらいの違いというのが現状です。

冒頭申し上げましたとおり、①の販売額の水準の違いというのは、当省の調査対象範囲とJFAの会員企業の差ということで、販売額に違いが出ているという状況です。

2点目ですけれども、日本フランチャイズチェーン協会は既存店項目について継続的に調査して、これまでどおりデータを公表していくものと考えてよいかという御質問に対しまして、先般、JFAに訪問いたしまして、先方の専務等を含めて担当者とディスカッションしております。当省から、今回、本調査の見直しについて説明するとともに、今後もJFAで既存店項目について継続的に調査と公表を行うことを確認しております。

具体的には3点書いておりますけれども、当省は、多角的な動向分析を可能とするために、他の丁調査、家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンターと平仄を合わせる形で、地域別、都道府県別に販売額を把握することに力点を置きたいということと、JFA側についてはこれまでと同様に既存店の項目について公表を行うことを確認しております。

並行的に、今後も、この部分を含めまして協会と当省で、官民の部分で役割分担をしつつ連携を図って公表していきましようということを確認しております。

次に3点目として、2ページの上段の部分ですが、前回、山本専門委員から、県別の秘匿事項に触れることは現実にあるのかということで御指摘を頂いております。それに加えて、具体的には、下の「地域によっては新規店が特定されるといったことがあり得るのか、このようなことがあり得るのであれば、秘匿の面にも考慮して検討することが必要ではないか」という御指摘に対しまして、事業所単体では分からないと思うのですが、企業単位の新規事業所群ということで、企業単位での1事業所又は複数事業所を単位として、同時点で新規店がもし出店されるということがあった場合においては、現状、特定化されてしまうことがあり得ると当省は判断をしております。

これは、現状、民間で都道府県別にフランチャイズごとにその企業が傘下にどのぐらいの事業所数を有しているのかといった資料がデータで公表されております。これを月次で常にフォローしていれば、ある特定の企業が新規出店した場合に、既存店ベースは全然変わらずに、ある時点で新規店が出てしまうと、これがやはり特定化されてしまうという可能性があり得るといことが想定されます。

最後に、4点目、下段の部分です。永井専門委員からの御指摘の部分ですが、統計ユーザー側から見ると、百貨店、スーパー、コンビニエンスストアを3大業態として分析するケースが多いということで、コンビニエンスストアの既存店データだけを削除することをどう捉えているのかという御質問です。これについては、下の方に書いておりますけれども、今回の当方の見直しのポイントとしましては、我が国における消費動向の多角的な把握並びに分析をする上で有用な情報を欲しいということを中心に置いて、業種別に捉える他に地域別の把握・分析、いわゆるユーザー側からのニーズを含めて地域的なデータを可能にするということを優先しているというのが1つのポイントかと思えます。

2点目としまして、調査を実施する上で、当省は記入者負担の軽減というのも非常に重要と考えております。例えば、丙調査の部分につきましては、事業所調査の関係から、記入者に既存店分について報告を求めている状況です。現状の百貨店、スーパー分の既存店ベースの数値というのは、注釈にも書いておりますが、独自に経済産業省側で既存店分の判別を行って再集計しております。

コンビニエンスストア調査につきましては、事業所調査ではなく、企業調査のために既存店ベースについては調査項目を設けて実際に報告を求めている状況です。JFAとの打合せの際に専務理事から話を伺いましたが、元コンビニのOBの方でいらっしゃるということもあって内情をよく御存じなのですけれども、現状の全国値及び都道府県別の販売額の全店ベースの報告については、既存店の集計に加え、地域把握のエリアがブロックごとにデータを有しているということで、場合によっては集計単位が都道府県をまたがるケースというのも往々にしてあり得るといことを伺っております。

このように、現状の部分でも都道府県別に再集計すること自体は、各企業の担当

者によっては負担が結構多い、担当者を1人設けなければいけないというようなお話も伺っております。

そこで、更に既存店ベースの全国値を含めて都道府県単位の数値を報告する場合、更に困難な作業を強いることになるということと、今回の部分では全国値ベースの部分ですが、地域別の部分でも、もし既存店ベースを集計するとなると、新規の出店状況が特定化されてしまう、それで販売額が分かってしまう危険性もあるということで、調査協力の度合の低下につながるのではないかというお話も伺っております。

当省の回答は以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

先ほども申し上げましたとおり、前回までの議論を踏まえて、経済産業省からコンビニエンスストアの既存店の調査項目を削除する件に関する御回答を頂きました。この点に関して、今の経済産業省からの回答に関する御質問、御意見を頂ければと思います。いかがでしょうか。

○永井専門委員 今回頂いた回答にもありましたように、JFA と経済産業省の相関係数が非常に高いのは承知いたしました。実際、JFAの方が現時点でも公表が早いので、新聞報道等でも使われることはむしろ多いのかもしれませんが、ユーザーから見ますと、商業動態統計調査に既存店の伸び率を残すこと自体に意味があると考えております。理由としましては、百貨店、スーパーはせっかく既存店を出しているのに、コンビニエンスストアだけを削除するのはもったいないということと、前回も申し上げましたが、経済産業省の方がデータを非常に利用しやすい、時系列でも利用しやすいといったことがありますので、削るのは非常にもったいないのではないかと考えております。

また、実際にユーザー側としましては、このように考えているのは私だけではなく、同業者、エコノミスト、アナリスト、何人かに聞いてみたのですが、この既存店ベースを削るとしたら、この商業動態統計調査のコンビニエンスストアの統計を見るかということ、やはり余り見なくなるだろうといった回答が返ってきました。

実際にこのコンビニエンスストア販売額、直近の月別のデータを見ますと、全店ベースと既存店ベースで伸び率にかなり開きがありまして、例えば14年1月、全店ベースですと5.4%の伸び、しかし既存店ベースですとマイナス0.1%、2月は全店ベースですと6.2%の伸び、しかし既存店ベースですと0.9%の伸びと、全店ベースを見ても基本的には状況が分かりません。恐らく民間の私のような仕事をしている人間は余り見なくなる、市場規模を見るために使うようになる、そのようになるのではないかと考えております。

また、秘匿の件に関しましては、実際におっしゃるとおりかもしれません。今回の改定では、お話を伺う限りでは、地域別のデータをとることを経済産業省は重視されているのではないかと承知しております。

ここで少し確認したいのですが、配布資料・資料1「経済産業省 説明資料（第44回部会の宿題）」の4ページ目にあります私の2番目の質問に対する回答3番目の下から2行目

ですが、「そこで更に、既存店の全国値も含め都道府県単位の数値を報告するとなると、更に困難な作業を強いる」。これは、JFA としては、今後も全国店の既存店ベースの伸び率は出すつもりであるけれども、経済産業省が地域別データと全国ベースの既存店の伸び率を出す、これを両立するのは非常に難しいとおっしゃっていると解釈してよろしいのでしょうかというのが伺いたい点です。

あと、3大業態からコンビニエンスストアだけ既存店データを削除するのは非常に残念な感じが致します。13年度年間販売額を見ましても、百貨店が7兆円ぐらい、コンビニエンスストアが10兆円ぐらい、スーパーが13兆円ぐらいと、コンビニエンスストアが非常に大きな業態、2番目の業態になっている。そこでコンビニエンスストアだけ既存店を削られると、ユーザーとしては利便性が非常に低くなると考えております。

いろいろと申し上げましたが、仮にここで既存店ベースの伸び率を削除する方向に持っていかれるのであれば、JFA と経済産業省の住み分けといいますか、今回、地域別のデータ重視ということを考えているので、フランチャイズチェーンの方に既存店伸び率を託すことをユーザーに徹底させないと混乱を招くおそれがあると考えております。

○廣松部会長 ありがとうございます。

私からの質問として、2ページの3.のところです。これは先ほど御紹介いただきましたとおり、対応していただいたフランチャイズチェーン協会の方がコンビニのOBの方ということから、チェーンストア協会の立場だけではなくて、コンビニエンスストアの担当をしていたときの経験も踏まえた御意見ということでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 御指摘のとおりです。

○廣松部会長 それともう一つ確認ですが、2ページの下の質問について、百貨店、スーパーに関しては、従来どおり、経済産業省において既存店に関しても判別を行って集計をするということよろしいですか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 御指摘のとおりです。

永井委員からの先ほどの部分について何点か追加で説明いたします。

1点目の部分としまして、住み分け的には、JFA に既存店ベースを今後も委託して時系列的な形の部分を公表していただく。当省は地域別の部分に重点を置くという形で確認をしております。

冒頭の部分で御質問がありましたけれども、JFA 側の時系列ですが、実際に協会のホームページを見ますと、長期時系列の部分はそれぞれ載っております。実際に使える部分としましては、公表は平成20年以降の数値を各月別に掲載していただいております。これは、全店ベース、既存店ベースの販売額と前年同月比でございます。実はそれ以前のデータもあると協会から伺っておりますが、出店状況なり、定義の違いの部分で、過去何度か時系列の部分で断層みたいな部分があるということで、遡及して公表できる範囲は平成20年からということで、以降全て時系列で公表していくと伺っております。

住み分け自体は、冒頭に申しましたが、JFA 側が既存店ベースを今後お願いするという

ことで、METI 側は地域別の部分に力点を置いて、ユーザーでも、地方公共団体の消費別の動向分析等にデータ自体が少ないということもあって、百貨店、スーパーに加えまして、コンビニエンスストア、新たな3業種の調査、このデータを付加したいというのが当省の狙いです。

それと、ユーザー側への周知ということで、今後は、インターネット等を含めまして、そういったことについて切替えを含めまして周知をするような形で対応したいと考えております。

○廣松部会長 他に御質問、御意見いかがでしょうか。

○北村委員 では、一点確認します。

フランチャイズチェーン協会と経済産業省の調査のコンビニエンスストアの数が異なっているとおっしゃったのですけれども、その数はフランチャイズ協会に入っていないコンビニチェーングループということなののでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 御指摘のとおりです。具体的な店名は控えさせていただきますけれども、経済産業省の対象には、特定地域に拠点を置いているコンビニエンスストアチェーンが入っております。それ以外は JFA に入っているのは通常の大手の企業ということで変わりはありません。

○北村委員 月次の変化を見ると、0.999 ぐらいの相関があるということで、水準の差も、その2つというのはそれ程大きくないので、特にそれが情報量の違いを与えるとか、そういうことはないと考えていいということですか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 はい。当省は御指摘のとおり考えております。全体の市場のパイを見るには、当然ながら、その額は必要かと思えますけれども、全店ベースでの販売額というのは当省も公表しておりますので、市場規模を計る上での販売額というのは、既存店ベースでは、そこは当然、全店ベースがあればいいと認識しております。

○廣松部会長 他にいかがでしょうか。

○西郷委員 既存店ベースをなくすというところに光が当たっている訳ですけれども、ただ単になくすというだけではなくて、地域別の表章をする。それをやろうとすると、調査客体の負担、回答者の負担を考えると、今までよりも負担を軽くしなければいけない。その見合いで既存店の方をなくしましょうという話なのですね。ですから、もし既存店を残すということであれば、新しくやろうとしていることと今までやってきたこと、どちらの方がユーザーにとってより価値があることなのかというような視点が必要なのではないかと思います。

経済産業省からの回答としては、既存店に関してはこれだけ相関の高い民間の統計というのがあるのだから、それを活用することによってむしろ新しい方面の統計を充実させたという判断が示されているわけです。ですから、そういう両者のバランスの中で議論と

というのは行われるべきなのではないかということが1つです。

もう1つは、表章に関してです。これは永井専門委員もおっしゃっていたことなのですが、現状だと、e-Statの方に、ここから先は民間統計がありますよと書けるかどうかということなのです。恐らく、データそのものをe-Statの方に表示するというのは難しいと思いますけれども、何か誘導されていて、その点に関してはここまでしかデータがないけれども、ここから先は少なくとも伸び率に関しては非常に高い相関のあるデータがあるぞというような誘導が行われて、理想的には余り苦勞しないでそこからデータがとれるようになっていれば、永井専門委員が御懸念なさっているユーザーにとっての利便性というのはかなり確保できるのではないかと思います。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 1点目については整理をしていただきまして、正に西郷委員がおっしゃっていただいた部分で整理をしているポイントかと思えます。

2点目につきまして、e-Statは難しい部分がありますけれども、当方のホームページには、当然コンビニエンスストアの表章はありますので、そこに注釈並びにJFAの協会のリンクページみたいなものを貼って、ユーザー側の誤解なり、今後こういう形でいくという部分について対応したいと考えております。

さらに、可能であれば、冊子等にも同様な形で、既存店ベースについてはどのような形を紹介するような工夫をした上で、ユーザーが混乱しないような形で対応したいと考えております。

○西郷委員 これはe-Statの構成というか、手続の話になるかもしれませんが、e-Statのそもそもの基本的な精神というのは、分散型で行われているシステムで取られている統計を、ユーザーの側から見たときに1か所で見られるということにすごく利便というのがあると思うのです。ですから、できればe-Statの側で配慮が必要なのではないかと。一旦e-Statに行って、ここにはないと、また経済産業省のホームページまで戻って新たに探しに行かなければいけないとなると、そもそもe-Statを作った利点はかなり薄れてしまうと思います。これは、商動の問題というよりは、e-Statでどういうところの統計まで表章するのかという問題だと思いますけれども、そちらの方も併せて考えた方がいいのかなと。これは意見というよりは感想です。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 補足ですけれども、現状としましては、商動の毎月のデータは、当方のホームページはもちろんのこと、並行して、e-Stat側へのデータの移送というか提供を図っておりますので、可能であれば、現状のコンビニエンスストア等の数値のエクセル表の中に同様な形のポイントの注釈を入れるなり、そういった形である程度対応ができれば、そういった文章を盛り込んだ上でe-Stat側への提供ファイルについての注釈を入れるというような形の工夫も併せて今後考えたいと思います。

○廣松部会長 今すでに、公表の仕方に関する議論に移っておりますが、確かに、私もこ

れまでのユーザーの方の利便性を確保するという意味では、e-Statの方で取れば、それが理想だと思います。ただ、これは相手があることですので、その点に関しては、調査実施者とe-Statを管理しているところとの協力が必要であると思います。審査官室でも労を取っていただいて、なるべくユーザー側に迷惑がかからないような形の工夫を調整していただければと思います。

ということで、コンビニエンスストアの既存店に関しては、基本的な考え方として、地域別、特に都道府県別の売上高を今後重要視していくという立場から、報告者負担の観点から割愛する、ただしそれによって情報が完全になくなるわけではなくて、今日お示しいただいた別添1のような、民間統計ではありますが、カバーされるということ、公表の仕方に関しても工夫をしていただくという回答を頂きました。それらを踏まえて、この部会として結論を出さなければいけないのですが、いかがでしょうか。

この点、先ほども御紹介しましたとおり、本委員会の席でも委員長からコメントもございましたし、永井専門委員からも、周りの状況も含めていろいろな御意見を頂いた訳ですが、いかがでしょうか。

○山本専門委員 本日御回答いただきましたJFAとの確認事項の③でございまして、JFAと経済産業省の方で役割分担をしつつ、今後とも連携を図っていくということに関しまして、今日、各委員のお話及び経済産業省のお話を伺いまして、既存店という調査項目に関しては、多分、JFAにお願いすることになるだろうと思います。つまり、こちらから既存店と全店ベースで経産省から同時に両方取るのは、負担の関係で多分難しいだろうと。既存店の方は全国ベースですけれども、JFAのデータを利用するという話で伺いました。一次統計はきっとそういうことだと思うのです。加工したものを両者名で定期的に公開するとか、現在のような数字だけつながるといいますか、商業動態統計調査としてではないのですけれども、又はソースが違うので別々の方がいいのでしょうか。すみませんが、それだけ少し気になりました。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 JFAの方は、会員傘下のデータを集めるという部分で、そのデータとうちのデータを合せるということ自体は少し難しいとは考えております。

○山本専門委員 ベースが違うからでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 はい。少し難しいとは考えております。

○廣松部会長 よろしいですか。

ベースが違うというか、具体的にコンビニチェーンの対象企業間の乖離は埋めることはできないと思われます。

別件ですが、第3次産業活動指数を公表されていますが、それにはこの商業動態のこれは含まれているのですか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 はい。3次指数には採用系列として業種別のものを採用しております。

○廣松部会長 既存店のデータはそれには含まれていないのでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 全店ベースのものだけです。コンビニエンスストアとしてというよりは、卸売業、小売業という形で、内訳の業種ごとに採用しているということで、コンビニエンスストアなり他の新しい統計は業態という形で、切り口が違うものですから、対象としては、商業全般をJSICに基づく業種別で採用していただいているという現状です。

○廣松部会長 分かりました。

他に御意見、御質問はありませんか。

大変難しい決断ではあるのですが、永井専門委員からいろいろ頂いた御意見に関して、当然、調査実施者側もそれを十分承知した上で、先ほどの発言の中にもありましたとおり、地域別のデータを充実するというを将来の方向として目指したい。同時に、かなりという少し語弊があるかもしれませんが、信頼できる民間の統計も存在するというので、このコンビニエンスストアの既存店の調査項目に関して割愛をすることを、この部会として妥当と認めるというようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 これは委員会の席でも多分そうだろうと思いますし、もっと一般的にこの割愛の理由等の経緯に関して丁寧に説明する必要があります。単に調査実施者の都合で割愛したということではないということをお客様の皆さんにも御理解いただくことが必要かと思えます。その点については、調査実施者も今後は是非この変更の経緯について説明を十分していただけるようお願いしたいと思います。

それでは、「③報告を求める事項」のうち「コンビニエンスストア調査における既存店の商品販売額等の項目を削ること」については、妥当としたいと思います。

どうもありがとうございました。

少し時間を取ってしまいましたが、引き続き、第1回部会において資料3として配布いたしました審査メモに記載された論点に沿って審議を進めたいと思います。

具体的には、審査メモの4ページの「1 商業動態統計調査（基幹統計調査）の変更」「④集計事項」のうちの「ウ 変更事項3」（業種別販売額等について、従来の事業所調査（標本調査）の結果のみから推計する方法から、事業所調査と企業調査の結果を用いて推計する方法に変更すること）についてです。この点に関しまして調査実施者から説明をお願い致します。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 資料2の1ページを御覧願います。「集計事項」の「ウ 変更事項3」ということで、これに関しましては1ページから3ページまで3点ほどありますので、ここを合せて3点回答いたします。

まず1点目、1ページです。業種別販売額等について新たな推計方法がどのようになっているのかという部分です。これにつきましては、資料を御覧いただきますとおり、まず、現行の商業動態統計調査の業種別販売額の推計方法というのは、ベンチマークのスタート値というところを、母集団となる経済センサスなり商業統計の末日の月を発射台としまして、それ以外、サンプル調査で得た業種規模別のセルごとの販売額の当月、前月の値から前月比を求めまして、それを母集団となる販売額にそれぞれ各セルごとに前月比を掛けまして、その業種の推計販売額からサマリーを切って業種別トータルの販売額を出すというような形にしております。

資料に書いてありますように、当該月に回収された調査票と前月に回収された調査票、この商動の標本による回収調査票を照合して、両方回答がある企業・事業所について業種別・従業者規模別にまず対前月比を求める。そして、前月の業種別規模別の販売額、これは発射台で全国値ベースでのそれぞれのセルの合計値、販売額でございますけれども、そこに前月比を掛けて、当月の各業種規模ごとの販売額を推計します。そして、サマリーを切って、当月の業種別販売額を算出していくということです。

今回、新たに追加している部分というのは、企業調査分を追加して推計方法を行うところを、従来の単月の事業所別に追加して企業調査分自体も活用した形で推計を行うということです。具体的には、下の表を御覧いただきますと、各小売業の内訳の業種ですけれども、そのうち3の飲食料品小売業は、従来の事業所調査分と新しくコンビニエンスストアの企業調査分の数値が分かりますので、その分を合わせた形で飲食料品小売業を推計していく。同様に、該当する部分につきましては、機械器具小売業が従来の部分に加えて家電大型専門店の企業調査分を活用して推計を行う。7番目の医薬品・化粧品小売業も同様な形で新しい企業調査分、ドラッグストアの分の企業調査分を活用する。その他の小売業ということで、こちらはホームセンターの企業調査分の合計値を活用するという形になっていきます。

その下の表2のポンチ絵を御覧いただきますと、事例的には医薬品・化粧品小売業の部分を捉えてイメージしておりますが、左側が従前の事業所調査分自体の推計値という形で、それに加えまして、右側が変更後で、従来の事業所調査分の他に、ドラッグストアという企業調査分を該当の部分、実際にはセンサスの構成比をもって発射台の部分の販売額を分けて、それ以降、それぞれの調査の前月比を求めて、両者、まず事業所調査分は事業所調査分、企業調査分は企業調査分の前月比をかけて推計を行っていくという形の方法に変更するということです。

上に戻っていただきまして、4. に、今申し上げたことについて実際に記載しております。最終的には、従来の事業所分の推計額と企業分の推計額を合算して当該月の業種別販売額の推計を行うということです。

既に説明いたしましたとおり、ここは発射台が必要であるということで、実際には平成27年6月分という発射台が必要ですが、これにつきましては、今度、母集団情報と

します平成 24 年の経済センサス-活動調査から、各小売業の内訳業種についての数値情報でそれぞれの比率を求めた上で、商動の平成 27 年 6 月分の販売額を経済センサスから用いた比率で案分して、それで発射台を決定させるという方法に切りかえるということです。

続きまして、2 ページに移ります。「新たな推計方法の導入により、時系列比較の面での程度の影響が生じるか検討しているか、検討した結果、影響が大きい場合、何らかの対応をとることを想定しているか」について回答いたします。

まず、業種別販売額のスタート値の算出です。先ほども申し上げましたが、①から③までありますけれども、まず一番下のスタート値については、今申し上げましたとおり、平成 26 年 1 月分の業種別販売額の数値に平成 24 年経済センサス-活動調査から計算しました事業所調査分と企業調査分の販売額構成比を用いて案分をする。それ以降については、①の方に戻っていただきまして、それぞれ業種別販売額の推計を行うためにはやはりスタート値が必要となる。スタート値は今申し上げた部分です。

次に、専門量販店販売額統計調査の企業調査分ですけれども、このスタート値に前月比を乗じる形になります。前月比が算出可能となるのは、これは 26 年 1 月分からの調査開始ですので、2 月分から前月比が分かるということになります。

したがいまして、②の方に移りまして、26 年 1 月分のスタート値にこの 2 月分の前月比を計算したものを掛けて 2 月分の販売額を推計する。以降は、これを繰り返して時系列で推計していくという方法に変えるということです。

試算期間につきましては、一応、今回、試算を行いましたけれども、現時点で専門量販店それぞれの統計は 3 月分までしか調査できておりませんので、平成 26 年 1 月分から 3 月分までの期間、試算いたしました。

試算する業種としましては、作業が膨大となる関係から、機械器具小売業について、先ほどのシャドーがかかっているうちのいわゆる家電大型専門店の該当する部分の機械器具小売業を試算しております。

その試算結果ですけれども、席上配布資料 1 で説明いたしたいと思います。

席上配布資料 1 を御覧願います。これは家電量販店の部分ですけれども、26 年 1 月分から 26 年 3 月分を試算いたしました。グラフの部分につきましては、棒の部分については、青色が現行の商動の機械器具小売業の販売額、赤の部分についてはシミュレーションをしました結果です。折れ線の部分につきましては、緑色が現行の対前年同月比、紫色がシミュレーションをした結果の対前年同月比になっております。

なぜ機械器具小売業を選んだかということ、作業自体かなり膨大になるので、そのうち限定させていただいたということなのですけれども、さらには、家電量販店については、今回の部分は足元がそうなのですが、4 月に消費税が導入されますけれども、3 月に駆け込みがかなり想定される部分があって、かなり大幅に揺れる部分があるということで、実際の家電量販店の数値と既存店、機械器具小売業の中に盛り込まれているような部分との違いが結構はっきりするのではないかとということも実際ありまして、これを選んでおりま

す。

グラフを見ていただきますと、今回、消費税前の3月の駆け込み需要自体が家電大型専門店ではかなり顕著に出ている状況でございます、これを結構反映したものになっていると思います。3月に現行の販売額、青色よりは赤色の部分が顕著に出ているということです。対前年同月比の部分につきましては、発射台の部分は当然107.4と一緒なのですが、シミュレーションの部分については、3月は高目、2月の部分は低目というような形に出ているということで、これはどちらかということ、家電大型店の商動全体とのシェアの部分の違いが結構出ていると思います。

元の資料2に戻っていただきまして、4.の部分です。今回の試算自体は、特定の3か月分、特に2か月分では動きが比較できませんでしたが、今後は、平成27年7月分が実際の切替えの部分ですので、他の業種についてもこの専門量販店販売統計調査の結果を活用して、推計方法の変更に伴う影響の部分を少し検証していきたいと考えております。

さらには、検証の結果ですけれども、ある意味、今回の機械器具小売業が一番影響が大きいとは考えておりますが、乖離が大きい場合においては、それに呼応した形で、連続性がきちんと保てるような形での対応を図りたいと考えております。

3点目に移りまして、3ページでございます。「丁調査は企業を対象としていることから、販売額等に副業分が含まれる可能性はあるのか。含まれる可能性があるとするれば、これについて、何らかの対応をとるのか」ということです。

基本的には、結論から申し上げますと、副業分は含めていません。基本的にこれまでの部分につきましては、専門量販店の販売統計調査を開始する際には、対象企業にきちんと、調査対象は企業単体である、いわゆる連結ではなくて企業単体での報告を求めています、副業等は子会社みたいな別会社がやっているような部分というのがケースとしてあり得ますので、当該業種の活動を行っている分のみということで限定しているということと、他業種の店舗の売上げ等については、いわゆる副業分を含めないようにということで一応周知徹底を図って説明させていただいていると聞いております。

例えばということで事例を書いております。全ては申し上げませんが、①としまして、大型家電専門店の調査の対象企業については、例えば家電量販店のホームセンターとか修理専門店みたいなものも当然含まれている部分があるのですが、それは他業種の店舗の販売額となりますので、そこは除外した形で御報告いただくような形をとっております。

というような形で、ドラッグ、ホームセンターについてもそれぞれ記載例を書かせていただいておりますが、最終的には、記入指導を徹底していることから、販売額等には基本的に副業分が含まれる可能性はないというふうに当方は判断しております。

ここまでで説明いたしました。

○廣松部会長 ありがとうございます。

論点メモの「ウ 変更事項3」に関して回答を頂きました。今の回答に関しまして御質問、御意見を頂きたいと思えます。いかがでしょうか。

○北村委員 今、シミュレーションをして試算をしていただいたということですが、少し分からなかったのは、この結果どのように評価されているということなのではないでしょうか。それとも、ほかの業種もいろいろやってみて、その後で判断しますということで、とりあえず計算しましたということと考えるとどうですか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 一応、この方法で試算をして、いわゆるほかの方法があるかというよりも、今までは重複しているような部分は排除する、いわゆる企業調査分が当方の事業所調査分に残っている、対象になっている分を重複している部分を排除する形で企業調査分の結果を導入するという形で、基本この方式でさせていただくというところは変えるつもりはないのです。その上で、どれだけ違いがあるのかというところは、やはり結果を見てみないと分からないので、まず一番大きな部分をシミュレーションさせていただいた結果ということですが、一番大きく、現状で推定される、違ってもこのくらいであるという形で、そこは現状として、実際の家電専門量販店の動きというのが現状として別立てで、基本的に商動の中でいろいろと要因等を聞いていますと、駆け込み需要とかがかなり出ている部分があって、企業調査分を入れることによってそのパフォーマンスが一応組み込まれると解釈しております。

想定は、一番大きく影響するのはこの機械器具小売業だと思うのですが、それ以外についてもやはり見てみないと分かりませんので、事前に検証して、影響が大きい場合においてはそれなりに対応させていただくつもりですが、現状の想定では、これ以上に大きくは乖離しないと考えております。

○北村委員 最後の御回答のところで、もし検証の結果、対応が必要であれば、連続性の確保を図ると書いてあるのですけれども、この「連続性の確保」というのをどうやって図るか。今だとこのやり方でそんなに大きな問題はないので、連続性は確保されるだろうということ書かれているとどうですか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 御指摘のとおりです。

○北村委員 特にそれに加えてこういう対応をすればもう一度補正できるかもしれないとか、そういうことは考えていませんか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 まず、補正の方法自体、それを補正する必要があるのかないのかというところで、基本的に企業調査分を入れることによってそれは補正するべきではないと、個人的には思うのですが、一時点のところ、発射台の次の2月分のところかなりのギャップが起きた場合においては、何らかの係数でその水準を少し上げてやって工夫するという処理はできると思えます。それ以降、同じような処理をするかというところ、一時点だけ水準を上げてやって、あとのパフォーマンス自体はそれぞれの企業調査分のところを全て導入する。係数とかを処理せず一時点でもしギャップがあれば、そこだけは調整をするという方法もあるかと思えるの

です。

○廣松部会長 平成 26 年 1 月からしかデータがありませんので、直近 3 か月分の比較をしていただいたわけですが、席上配布資料の 1 を見ると、2 月のところでシミュレーションの方が少し額が減るのですね。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 はい。

○廣松部会長 要するに、事業所調査と企業調査との重複分を除外するところという形になるという解釈でよろしいですか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 御指摘のとおりです。

○廣松部会長 ただ、伸び率としてはほとんど変わらないようになってきていると思いますが、この新たな推計方法に関して他に御意見はありませんか。

○永井専門委員 今回、作成方法が大分変わるというように理解しているのですが、商業動態統計調査というのは統計作成の民間委託というのはなさっているのでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 しておりません。

○永井専門委員 経済産業省内で作成されているということですか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 御指摘のとおりです。

○永井専門委員 分かりました。

なぜこんなことを質問したかと申しますと、全く違う調査なのですが、民間委託している調査で、大規模な変更がないにもかかわらず、回答者数の減少や、役所側と受託企業との意思疎通がうまくできないということで、非常に混乱を来しているケースがあるというのを実際に聞いておりましたので、もし委託されているのであれば、その辺を注意していただきたいと思ったのですが、なければ結構です。ありがとうございました。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 蛇足になりますけれども、紙で出てきた部分のデータを磁気媒体化するための外注というのは当然ありますけれども、それ以外の調査票の配布、回収、審査などについて、商業動態統計調査においては現状では民間委託してはおりません。

ただ、全体の傾向としまして、民間活用というのは、政府全体で各省庁を含めてですけれども、統計調査で民間活用についても当然ながら別な課題としてあります。余談ですけれども。そういった中では、リソース自体が低減する中でできるだけ効率化を図るなり、民間活用というものがあまして、現状では一部の業務を委託にする方向になっております。

○廣松部会長 推計方法に関しては、とりあえず機械器具小売業に関してシミュレーションしていただいた訳ですが、先ほどの説明の中にもありましたとおり、それ以外の、今日の資料 2 の 1 ページにあります飲食料品小売業、医薬品・化粧品小売業、その他小売業に関しても当然これから経済産業省の内部で御検討いただくことになっていますので、先ほどありましたとおり、水準を合わせるための何らかのリンク係数のようなものを作るかど

うか、その最終判断は検討結果を見た上でということになるかと思えます。

とりあえず、この新たな推計方法に関しましてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、この論点の「④集計事項」の「ウ 変更事項3」に関しましては、この部会として妥当であると御判断いただいたということにしたいと思えます。

続きまして、「⑥ 集計公表方法について」です。この点に関して説明をお願い致します。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 それでは、資料2の4ページ、5ページを御覧願います。2点あります。

まず、1点目の「本調査の実査の開始から確報公表までの各業務のスケジュールはどのようになっているか」という部分につきまして、まず回答させていただきます。

これにつきましては、横長の別添2を御覧願います。全体のスケジュール表になっております。これは、商業動態統計調査の1か月分の月次のスケジュールを書いております。表頭が日数です。左側の表側は調査の開始。これは、それぞれ調査票の提出ということで法定提出期日が指定されておまして、大規模卸なり通常の小売店の両方の調査票については都道府県経由の調査でして、これは調査月の翌月の10日までに提出という形で決まっております。

②としましては、それ以外の大型小売店丙調査並びにコンビニとか専門量販店は本省直送ですので、翌月の15日に提出いただくという形で法定提出期日が決まっております。

以降、調査票の回収から都道府県さんの調査票の回収なり督促の期間、そして、上がってきて受付をして事前審査及び国の回収・督促といった形でのスケジュールを速報の公表まで書いております。

⑩までが速報全体のスケジュール、⑪以降は、翌々月の中旬に確報を公表する予定となっております。そのスケジュールも併せて下段に書いております。

このスケジュールですけれども、これまで公表の早期化というのを全然やっていなかった訳ではなくて、当然ながら、過去から最大限の対応をとって、今、できる限り一番早いペースの形での作業スケジュールで見直しをしているという状況です。したがって、実はこの下に日程なり時間単位でのスケジュールというのもありまして、そういうスケジュール表が毎月できております。

白黒で申し訳ありませんが、下の部分の左側の「督促、提出遅れ回収、データ化、審査の集中期間(4営業日)」という部分は、「⑦調査票の督促」から、⑩、電子化データ化して、データへシステム投入して、個票なりサマリー審査、疑義照会をするという部分に当たります。これが大体4日間という形で、それ以降の⑫から⑩までは、速報の数値をある程度確定させましたら、速報の公表資料を作成して、当然ながら、上下の変動がありますので、その増減要因を調べ上げる。最終的にまとめまして、具体的な形で室内の検討会を行って、室内検討終了後、さらには省内検討会を行って、幹部レクを行って、最終的に翌

日の8時50分に記者会見を行うというようなスケジュールで、これを基本単位として毎月この月例の作業を行っているという現状です。

簡単ですが、全体のスケジュールという部分につきましては以上です。

資料2にお戻りいただきまして、5ページです。「集計方法の見直しやオンライン調査の促進により、公表時期の更なる早期化を図る余地はないか」という部分に対しまして回答いたします。

まず、集計方法の見直しについてです。今回の集計方法の見直しというのは、事業所を対象とした従来の部分と企業を対象とした新たな調査の部分は、コンビニエンスストアや専門量販店販売統計調査、3つの調査がありますけれども、この両方の結果を利用した形での先ほどの推計方式を用いた形に変更するという事です。現状の事業所調査と企業調査につきましては、一応、提出期日、あとは速報時、確報時といった部分でどのぐらいの提出率があるのかというところを、個票がいつ来たかというある時点をとらまえて、今申し上げました3つの時点によって回収率がどのくらい違うのかというところを再集計いたしました。その資料が席上配布資料2です。

御覧いただきますと、実際に回収した調査票をここまで細かく時点ごとに再度集計し直した部分というのはなくて、公表していないものですから、扱いを少し注意いたしました。精度を上げるために回収率を引き上げる努力をしているという現状です。

本体の資料に戻っていただきまして、資料2の5ページです。これを踏まえまして、2.です。速報段階で提出率は、今御覧いただきましたとおり、精度を高めるために督促を強めて提出率を上げるという作業を行っているということで、可能な限り、そういった努力を行った上で速報を公表しているという現状です。

3.ですけれども、現行と同様の速報時の統計精度を確保するためには、提出率が低調な部分、先ほど申し上げましたとおり、現状では事業所部分の中では乙調査票とか対象が非常に多い部分もあります。そういったところの回収率をなるべく上げて速報時の提出率を上げている。こういった調査票回収の作業が必要であるということです。

仮に、提出期日までに回収した調査票を集計して、提出率が低い状態の中で公表を早めるということで、提出期日ぐらいのところでは公表するようになりますと、やはり精度が下がると同時に、速報で上昇したというような状況が、後で回収できていない大規模な事業所が回収できて、そこが違った動きをしていて、逆転した形での動きになってしまうというケースも当然ながらあり得る。そういったことで、この場合においては、早期公表はできたとしても、これを使っていただく次の2次加工統計側への波及というのはかなり大きくなってしまいうということで、公表の早期化を図る場合には、統計の連続性を確保することが非常に大事だということと同時に、現行の速報時点での精度をかなり上げないと公表できないということで、そういった課題をクリアすれば早期化ができると考えております。

もう一つは、更なる公表の早期化に有効なオンライン調査の促進です。この部分につきましては、当省では、毎年秋口、10月ぐらいですけれども、提出促進運動ということで、

提出していただけていないようなところについて提出を促すような運動をしているということです。この中でもオンライン調査の利用促進を実は並行して図っております。最近での商業動態統計調査のオンライン化の率自体は、これまでずっと促進してきました関係から結構頭打ちの状況で、更にオンライン化率を上げるというのは厳しい状況にある。

以上のことから、集計方法の見直しやオンライン調査の促進によって、これ以上に更なる早期化が図れるかというところはなかなか難しいと判断しております。

なお、一部業種におきまして、業界団体でも似たような調査結果を発表しております。そういった部分で、ある意味、関係する消費動向を把握する有用な部分ではないかと考えております。

御参考までに横長の別添3を御覧いただきますと、民間統計で小売業全体ではありませんけれども、違う切り口の統計として幾つか紹介しております。

一番下の商業動態統計調査の速報の公表日は、3月分であれば、先月の28日に公表しております。1万8,000ぐらいの企業をサンプルの対象として毎月やっておりますけれども、それ以外として、小売業全体ではないですけれども、特定の業種なり業態で、その上段に百貨店統計とか、それぞれ出ているということで、当方が公表しているよりも前の百貨店であれば、百貨店協会さんが4月17日に公表されている。スーパーであれば、スーパーマーケット協会なりチェーンストア協会が22日なり21日にそれぞれ出しているという現状です。

では、なぜこれだけ当省より早いのかというのは、やはり対象企業数自体が違うことです。一番右側に対象企業数を書いてありますけれども、当省1万8,000に対して、百貨店は傘下の協会加盟の85企業、スーパーは60。そういった状況が、集計作業を含めてですけれども、公表日の違いにつながっていると考えております。

以上で説明を終わります。

○廣松部会長 ありがとうございます。

「集計・公表方法について」、現状と予定をされている内容に関して御説明をいただきました。

今の説明に関して御質問、御意見はありませんか。

資料2の5ページの最後のオンラインのことに關しては、論点メモでも、論点として挙げておりますので、後ほど御審議いただければと思います。まず、集計・公表方法に關しまして御意見、御質問をお願いします。

○山本専門委員 今の御説明で少しだけ確認したいのですが、1か月のサイクルで月次を行っております業務のうち、オンライン化で促進できるのは、入力、調査票の送付又は回収等のところは短くなるのですけれども、1か月の業務の中に督促というのが結構な期間で行われていて、これはオンラインでは減らないということですよ。今の御説明では強調はされてはいなかったのですが、期間としまして、例えば速報の数値を出す前に督促が7番あたりにありますし、もう一つは、確報の辺りに4番もありますね。これらはやはり

減らせないので、調査を始めてから確報を出すまでの1か月内のスパンを短くするというのは少し難しいという御説明だと理解してよろしいでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 実際のスケジュールの中で督促に力を入れているという部分については紙ベースで上がってきているところの事業所ということで、7割以上はオンラインで提出いただいている部分があります。

○山本専門委員 逆に督促は余り要らない感じなのですか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 御指摘のとおりです。

○山本専門委員 なるほど。分かりました。ありがとうございます。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 それぞれ提出期日がありますけれども、本省直送は15日か、それに近い形でほとんど上げてきていただいています。特に大型小売店等、丙調査の部分等は、先ほどもありましたとおり、ほとんど提出期日までに上がってきています。

○廣松部会長 他にいかがでしょうか。

別添2のスケジュール表を見ますと、この表側の③、④、⑤のあたりでは、都道府県に御苦労いただいているようですが、都道府県から、特に今、何か御発言はありませんか。

○川村東京都総務局統計部社会統計課長 東京都です。企業によっては販売額を出すのがこの日程に間に合わないようなところもありますので、そういったところは販売額を出してくださいというところになかなか苦労しているような状況です。

御参考までにお知らせします。

○廣松部会長 都道府県にもいろいろ御尽力していただいている点に感謝申し上げたいと思います。

他に、この「集計・公表方法について」の説明に関しまして、御質問、御意見はありませんか。

○永井専門委員 ユーザーとしては、民間団体の方が確かに早いのですが、民間団体には速報性を期待して、国の統計調査には正確性とか網羅性を期待しておりますので、無理に急いで公表なさることはないと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

別添2を見ます限り、月次の調査として、公表までの期間を短くする努力をかなりしていただいていると思います。

他によろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 では、この論点の「⑥集計・公表方法について」は、先ほどの説明で適当と結論いたします。

続きまして、「⑦景気動向指数やSNA等への対応について」の論点です。

では、これに関して説明をお願い致します。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 資料の6ページ、7

ページを御覧願います。2点ありまして、まず1点目の「今回の変更内容について、景気動向指数や四半期別 GDP 速報等の利活用から見て問題ないか」という部分についてです。

まず、景気動向指数では、現状、景気動向指数の一致系列の基礎データとして本調査の結果を御利用いただいているということで、具体的には、卸売業の前年同月比、小売業の前年同月比という形です。

さらには、四半期別の GDP 速報 (QE) につきましては、それぞれ卸売業の販売額なり小売業の販売額、そして流通在庫の関係の推計にお使いいただいている商品別期末商品手持額は、大規模小売店の甲調査と大型小売店を御利用いただいているということです。

2. としまして、今回、影響が出ると考えられるものは、上記の小売業に関する部分、いわゆる②と④と⑥の部分になります。⑥の商品別期末商品手持額、これは大型小売店の在庫ですけれども、この変更内容につきましては、従前から内閣府から御要望を頂いておりまして、流通在庫の推計の精緻化の要請に応じておりまして、問題ないと考えております。細分化を行ったということで、前回の御審議のところで説明いたしました部分です。

他方、上記の1. の「②小売業の前年同月比」と「④小売業販売額」の部分については、業種別販売額の推計において、従来の事業所調査の結果のみから推計する方法から、今回は、先ほど申し上げましたとおり、下の表のシャドーがかかっている部分の業種につきましては、企業調査の結果分も反映した形での推計方法することで、ここが影響があるかないかということに関する部分かと思えます。全体として動向に影響を及ぼすことは基本的にはないと当省は考えております。

なお、今後、公表する部分につきまして、平成27年7月分の公表、来年の時点では8月頃ですので、今後も引き続きこういった情報につきましては、先ほどの検証結果ですけれども、2次統計作成部署に対しましては見直しに伴う影響の度合いを情報提供させていただいて、今後連絡を密にさせていただければと考えております。

次に、7ページを御覧いただきますと、「商品や調査項目の詳細化等、更なる見直しについて、本調査のユーザーから要望はないか」に対してです。実は四半期 GDP 速報 (QE) の作成部署である内閣府から、流通在庫の推計の精緻化のために、先ほど申し上げました調査票の丙、大型小売店の在庫以外にも実は御要望を頂いていたということで、丙調査の小売業の他に甲調査、大規模卸の方の在庫も細分化していただければという御要望を頂いていたということです。現行、甲調査については、販売額を含めて在庫の欄というのが18項目あります。これを更に細分化させて、23分類について細分化を願いたいという形で事前に御要望を頂いていたということです。

実は、先ほどの提出率の関係もありますけれども、甲調査自体は丙調査に比べてやはり遅い傾向にあって、大規模の事業所は提出が結構遅いところもあるということで、更なる細分化によって、現状抱えている販売額の調査項目18、在庫自体も最大限18項目とっているわけですけれども、販売額を含めてそれを更に細分化させるということは経営者負担もございましてということと、調査拒否につながるおそれもあるということから、今回見送

らせていただいているというのが実態です。

また、現行の商品手持額（卸売業、小売業）の表章につきましては、速報は合計のみ、確報は商品別に公表を行っているということで、速報段階で確報と同様に品目別に公表してほしいという御要望を頂いておりました。先ほど申し上げました理由で、速報段階では商品手持額の回答率がかなり低いものですから、特に大規模事業所というのは決算期において提出が結構遅いということで、決算月は、公表する前に当省へのデータの提出がなかなか難しいという部分がありまして、実際には御報告いただくのは速報の後という部分も結構あるということで、品目別の公表というのは速報段階ではかなり難しい部分があるから、この部分については御期待に沿えないということで既に回答させていただいたという実情があります。

この点につきましては以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

この部分は、1次統計と加工統計との連携強化という観点から委員会等でも議論になっているところですが、この点に関してただいまの調査実施者からの説明に関して御質問、御意見はありませんか。

6ページの3. は、先ほど御審議いただきました新たな推計方法の結果と密接に関連しており、そこにあります4業種に関してこれから更に詳細な検討を加えていただき、その結果を2次統計作成部局にも情報提供を行っていただくということです。今後もこの部分を是非推進していただきたいと思います。

いかがでしょうか。

○葛城内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課課長補佐

6ページの件につきましては、実際どのような形で四半期 GDP 速報の方で活用するかは、また経済産業省と御相談させていただきながらと思っております。

7ページの件につきましては、1. 2. とともに、実情は理解しております。潜在的要望と致しましては、お伝えしているとお持ちしておりますので、またこちらにつきましても長期的課題として経済産業省と御相談させていただければと思っております。

○廣松部会長 特に7ページのところに関しては、QEの作成部局からの御要望に関しては必ずしも応えられるような形にはなっていない訳ですが、その点、先ほども説明がありましたとおり、調査も、現状の提出状況等を見るとやむを得ない部分があると思っておりますので、そこは御了承いただければと思っております。

他の論点に関しましてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、この「⑦景気動向指数やSNA等への対応について」も適当と御判断いただいたとしたいと思います。

続きまして「⑨オンライン調査への対応について」です。この点は、今期の第2期の基本計画でも柱の1つになっています。商業動態統計調査においてオンライン調査の対応はどうかということに関して説明をお願い致します。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 それでは、資料の8ページから11ページまでの4点の部分について一括して説明いたします。

まず、8ページの部分で、商動のオンライン調査の仕組みはどのようになっているのかということですが、基本的には政府共同利用システムを利用させていただいているということと、経産省では、既に独自に平成12年からオンライン調査を導入しています。平成22年から政府共同利用システムに切替えて利用しているとのことですが、実質的には平成12年以降からオンラインを導入しているという現状です。

2点目としまして、9ページに移っていただきます。「電子調査票の様式はどのようになっているか」ということ、つまりPDFかHTMLかexcelかということですが、本調査はPDF形式を導入しております。なお、今回、27年7月以降から組入れを予定している専門量販店は、結論から言いますと、excel形式を採用ということですが、企業の合計データを逆に専門量販店については都道府県別に御報告いただいていることから、項目が非常に多いということ、現状のPDF形式ですと一個一個打ち込まなければいけないということもあります。それで、excel形式の方が利便性が高い関係から、excel形式を採用させていただいているということですが、基本、本体の商動自体はPDF形式を採用しております。

次に、10ページに移っていただきます。オンライン調査による回収の割合の推移はどのようになっているかということについてまとめております。オンライン回収率ですけれども、時点ごとに、平成22年から25年まで年計で一番左が合計の部分。内訳としまして、乙調査、これは県経由を除く形での本省直送の分を掲載させていただいているということと、調査票の甲（大規模卸）、そして都道府県経由の乙調査、直送分、あと丙調査（大型小売店）という形で書いております。

一番下段の平成25年を御覧いただきますと、オンライン回収率の合計が全体に対して17.5、乙調査が3.5、丙が50.3という形になります。特に一番低いのは乙調査の県経由の部分で3.5ですが、大型小売店50.3が一番大きいという状況です。乙調査が3.5という形で回答が少ない原因というのは、乙調査というのは単純な調査票として、実際に販売額と従業者数の2点でしか御報告いただかないという簡便な調査票で、さらには、乙分は平成22年に初めてオンラインを導入しました。乙調査自体は、紙調査票を配布している関係から、調査項目が少ないから実際にオンラインで提出するよりは紙に書いた方が早いという部分が非常に多くて、オンライン化率が小さいという現状です。それと、調査自体が最短で1年という短いので、中長期的に何年も御報告すれば効率的ですが、1年間のためにオンライン化をするということも、力関係もありますので、そういった短期であるということ、短いということもオンライン率が上がらない理由の一つかと思っております。

参考までに、専門量販店のオンライン化率を下に書いております。

次に 11 ページです。「対象事業所に対するオンライン調査のPR等、報告を求める者がオンライン調査に移行することについて、どのように奨励しているか」についてです。こちらは、先ほど出てきましたけれども、毎年 10 月に提出促進運動というのを行っております。さらには、そこで、効率的な形での御報告をするためにオンラインをお使いくださいませかという形でのパンフレット等を配布していると同時に、既にオンラインで登録をいただいた部分で、実際にはまだ紙で提出しているという方々についても、オンラインに切替えていただけませんかという形で案内をしているということです。そういった定期的な形で推奨しているということです。

さらには、新しい調査の方も開始したときにオンラインのリーフレット等を配って、特に大手企業については説明会を開いて、そういった部分で効率的な形でのオンライン調査も実施しておりますので、そちらを御活用くださいと推奨しているという現状です。

説明は以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

これは、先ほどの集計・公表のところでも出てきた論点ですが、商業動態統計調査におけるオンライン調査への対応について、現状と課題、そしてそれに対する対応策の説明を頂きました。

いかがでしょうか。御質問、御意見はありませんか。

○北村委員 幾つか教えていただきたいのです。

9 ページの調査票の様式で PDF 形式を使われているということなのですが、具体的にはどういう形になっていて、これを選ばれている理由というのがあるのかということでしょうか。

ついでに、次のページの乙調査だと、オンライン調査の回収率が低いということで、調査項目が少ないので紙に書いた方が早いというお話だったのですが、それを送って届けるとかいろいろなことを考えると、オンラインで実施した方が結果的に時間は早いのではないかと思うのです。それというのは、結局は、オンライン化が進んでいないということを行っているにすぎないのかなと思うのです。項目が少ないから書いた方が早いということだけでは理由にならないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 まず 1 点目ですが、PDF 形式自体は、電子調査票という形で、調査票のような形のイメージの入力画面にしております。参考までに、当月分ではなしに、先月御報告いただいた部分で、前月値も参考までに画面上に出るような形のシステムになっているという現状です。

2 点目の部分については、乙の部分ですが、この調査は、特に今、県経由の調査ということで、基本的には調査員が配布している部分と郵送調査もありますけれども、基本、調査員調査ですので、調査員が配ったときに、来ているので、その人にいつ聞きますという形で渡した方が早いという部分もあるという意味です。

○北村委員 PDF 形式というのは、入力したら、それが自動的に PDF 化されるというよう

な形なのですか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 PDF形式の画面になっております。

○北村委員 入力はどのように行うのでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 セルごとに入力します。

○北村委員 セルごとに入れていって、過去のもが入っているから間違いが少なくなる。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 上段の部分に前月に報告いただいた数値が自動的に出てくるとい形になっています。

○北村委員 分かりました。

○廣松部会長 それは政府統計共同利用システムを使っているのですね。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 はい。平成22年からです。その前は平成12年から実施しておりますけれども、そこは独自にセキュリティーモデルを使って、電子調査票も独自につくって実施した経緯がございます。その10年後で、政府共同利用システムが推奨された場合に、そこに乗らせていただいております。

○廣松部会長 わかりました。

確かに、乙の部分が、少し言葉は悪いですが、オンラインの普及の足を引っ張っていることは事実のようですが、調査票を見ると、確かに、名前と所在地、商品販売額、月末従業員数だけだと、書いた方が早いというのは確かにそうかもしれないと思います。

このオンライン調査の対応について、他に特に御意見はありませんか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 現状、10月に行われている提出促進運動において、オンラインでの提出の要請というかお願いをなさっているということですが、その努力を今後も継続して行っていただくことにして、この論点「オンライン調査への対応について」は適当と判断したいと思います。

続きまして「1 商業動態統計調査（基幹統計調査）の変更」のうち「⑩本調査の課題への対応について」です。統計審議会の時代である前回の答申において出された課題についてどう対応しているかということに関して、まず説明をお願い致します。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 2点ありまして、資料の12、13ページを御覧願います。

まず前回の答申の課題です。①から⑤までありますが、①、②と④、⑤につきましては既に前のところで回答しておりますので、「③コンビニエンスストアにおける金融関連サービスの把握」について回答申し上げます。

まず、コンビニエンスストアの取扱商品自体は、物の販売ではなくて、現在、消費者ニーズに合致した多様なサービスを取り扱っている状況です。そういったサービスにつつま

しては、消費者のサービスの消費の観点から、例えば乗車券の販売とか、チケット、コピー、宅配便といった部分についてサービス売上高として把握しております。

ただ、コンビニエンスストアにおける金融関連サービスに該当するものとして、実は現状として、公共料金、例えば電気代とか水道代、ガス代といった部分の収入代行とか、最近では各コンビニに ATM が設置されておりますけれども、この ATM の手数料等が考えられます。金融関連サービス自体は、現行の本調査で把握しているのは、先ほど申し上げましたサービスの売上高に比べまして、代金の増減自体が消費動向とは直接関係ない部分に当たる関係から、ここは物の販売とは異質であるために、サービス売上高には含めていないというのが実情です。

先ほど申しました民間統計としての JFA の方も、これは含めていないという現状です。

金融関連サービス自体は、経済の消費動向の関係性は希薄であるということと、物の販売とは違うということと、ATM の手数料収入などは、企業によっても異なるのですけれども、別会社扱いにしている部分もあります。したがって、把握自体は非常に困難です。

続きまして、13 ページ、前回の承認時の課題です。①、②、③の 3 点ありますけれども、③の小売販売額は事前に回答いたしましたので、①と②につきまして回答いたします。

まず「①業種間及び従業者規模区分間の事業所の経年的な移動への適切な対応」です。基本的に結論から先に申し上げますと、この部分については一応対応済みなり、対応する予定としているという現状です。

まず、1. としては、従業者規模区分間の移動につきましては、従来、同一業種内で動くことは当たり前ではあるのですけれども、現状把握している中では、例えば、欄外に書いてありますけれども、1～9 人なり 10～19 人とか、こういった従業者規模区分を 2 段階上げるケースというのは現状でどのようになっているのかというところを調べた部分があります。

従業者規模ごとの移動率では 2 段階変わっているというのは、全体の 0～2% 以内に収まっており、販売額推計上はほとんど影響はないのではないかと考えております。

あと、業種間移動です。業種間移動の部分につきましては、今年度からなのですけれども、実際に、業種移動した場合においては調査票内の備考欄にそういった情報を書いていただいて、業種移動した場合の情報把握を徹底させるということと、仮に移動した調査対象が実際には調査が始まる前の部分で見付かった場合においては、代替名簿というのがありまして、他の商店を移動された商店に変えた形で選べるようなシステムをとっておりますので、販売額推計上ではその移動した先の事業所は活用しないという形をとっております。したがって、ここは一応、経年的な移動への対応というのは既にできている、又は現状これから行おうと考えております。

もう一点、その他の小売業の部分です。目標精度を確保するための標本抽出方法の改善ということで、こちらについても当方としては対応済みと考えております。過去の部分で、これまでの対応としましては、前回の標本替えのときに、その他の小売業というところか

ら、実はドラッグストアではなしに、その前段階として、医薬品・化粧品小売業というのを特掲した形でこれまで表章してきているというのが第1弾の対応です。

第2弾の対応としては、2. に説明しておりますとおり、専門量販店の部分で、今回、企業調査分の組入れによりまして、ホームセンター対象企業傘下の約4,000店舗の部分の丁調査分の結果を活用する形になっていますので、丁調査の部分の店舗を除いた形で標本抽出を行うことで第2弾の対応ができております。いわゆる標本数が少なくて済むような形の対応をとっております。

説明は以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

前回の答申時の今後の課題に関して、これまでの対応、今回の計画に関して説明を頂きました。

それでは、まず12ページのコンビニエンスストアにおける金融関連サービスの把握に関して御意見はありませんか。

どうぞ。

○西郷委員 前回の部会での議論というのを把握しておりませんので、なぜコンビニエンスストアにおける金融関連サービスの把握ということがいわゆる宿題という形で残ったのかというのが少し分からないところがあるのですけれども、私が想像するには、コンビニエンスストアというのは、ただ単に物を売っているところという側面だけではなくて、物を24時間売っているというサービスの方にも非常に重きがあって、その売り方ということに注目して特掲するというのであれば、コンビニエンスストアが提供しているサービスにも注目すべきではないか。

とりわけ、金融関連サービス、今まではコンビニエンスストアというのは、付加価値はついているけれども、物を売るというイメージが強かったのを、最近では、チケットを買ったり、ここで挙がっているのは電気代とか水道代、ガス代とかですけれども、あるいはキャッシュカードでお金をおろせたり、消費者の側から見て、買っているサービスの質というのが変わってきているのではないか。だから、金融関連サービスというのも、コンビニエンスストアについては把握すべきなのではないかという議論が多分あったのだろうかと私には思えるのです。ただ、そこは外しているかもしれません。

それに対して、サービスは物とは違うのだからというふうに回答してしまうのだと、多分、課題に対する回答という形になっていないのではないかと私には受け取れるのです。

また最初の話に戻ってしまいますけれども、コンビニエンスストアにおける金融関連サービスの把握というのは何で必要だったのかというもとの議論でそもそも何が問題にされているのかというのをチェックした上で、今回の回答が課題に対する回答として妥当かどうかというのが初めて判断できるという格好になると思うのです。今、前回の議論がどうであったかというのは確認できますか。

○廣松部会長 記憶では、私もこの部会に所属していたように思いますけれども、確かそ

のとき初めて丙調査としてコンビニエンスストアを商業動態統計調査で取り上げました。そのときは、必ずしもコンビニエンスストアが現在のような形にまでサービスを広げるかどうかが見通せない段階だったこともあり、そういうものもあり得るのではないということで、この③の「コンビニエンスストアにおける金融関連サービスの把握」というのが入ったと記憶しています。その点について、もし調査実施者の方で過去の記録等があれば、少し御紹介いただきたいのですが。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 前回の平成 11 年というのは、正にコンビニエンスストア統計を立ち上げた時期です。そのときに、社会経済情勢の変化に対応して、公共料金収入代行等の営業内容を拡大していることから、今後、報告者負担の抑制並びに金融に係る業務統計の整備状況を踏まえつつ、金融関連サービスの把握について検討と指摘されている状況です。

したがって、今回の回答で、物という部分についてはないかという部分はやはり少しずれている部分がありますけれども、先ほど口頭で少し追加している部分としまして、この金融関連サービスとしましては、公共料金等の代行収入なり、最近では ATM 手数料みたいな部分が復活してきました。ATM の手数料みたいな部分というのは、先ほど申し上げましたように別会社みたいな形になっているので、現状は、コンビニは企業によっても扱いがちょっと違うらしいのですけれども、ある企業は、別会社になっている関係から、そこを把握するのはなかなか難しいというような御回答を頂いていること。

さらには、代行手数料自体は、お店のそれぞれの店舗のオーナーとその企業の本部とのやりとりの中で、どちらにどのぐらいというような部分で、経済動向とは直接関係ない部分の料金であるということをしきり聞きまして、その辺のところは企業によってもやり方がまちまちであるということで、把握するところはなかなか難しいと判断しまして、こちらは除外しております。JFA の方もこちらは除外している。むしろ、企業の雑収入とか営業利益の中には入れるけれども、販売額の部分には入れていないという扱いであると聞いております。

○北村委員 この点ですけれども、コンビニエンスストアにおける公共料金の振り込みの代行とかというのは、結局は決済サービスをしているのだと思うのです。商業的に物を買って、それを決済するときの手段としてコンビニエンスストアを使っているだけであって、コンビニエンスストアが物を売っているという話ではないので、商業動態を見るというときの主なものが、商品の動きとか商業活動そのものを把握するというのであれば、やはり決済の部分は分離した方がよくて、それについて入れてしまうと、ダブルカウンティングみたいなことになってしまう。

要するに、クレジットカードで買った額が幾らかというのが問題だとして、クレジットカードの決済額を全部集めたところで、クレジットカードで何を買われたかというところで既に統計があれば、決済のところというのはそういう難しいところがあるのですけれども、ここはそこをきっちりと分けて考えた方がいいので、逆に、それによって得られる手

数料などを売上げの方に入れるとかはいいと思うのですが、これを商業活動であるかのよう
に計算してしまうと、逆に問題が出てくるかなと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

今の議論は、先ほど議論しました「集計事項」の「変更事項3」の、副業が含まれている
かどうかという点とも関連すると思います。先ほどの「変更事項3」、本日の資料2の3
ページで、この調査は飽くまでも企業単体で捉えている。先ほどの説明にあったように、
もし別会社になっていれば連結はしないということですし、商品販売額以外の売上高に関
しては含めないように周知徹底をしているということからいうと、私はここでのコンビニ
エンスストアにおける金融関連サービスの把握の扱いに関しては、整合性は保たれている
と思います。

この点に関して、他に御意見はありませんか。

ただ、特にコンビニエンスストアという業態に注目したときには、この金融関連サー
ビスの把握ということは大変重要なポイントだろうと思いますが、それを商業動態統計調査
で把握するかどうかという点に関しては、私は必ずしも必要ではないのではないかと考え
ます。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 それでは、「③コンビニエンスストアにおける金融関連サービスの把握」に
関しては、回答で適当と判断をさせていただきます。

次に、前回の答申、平成21年のものですが、その課題のうち、①と②に関して13ペ
ージに回答いただいております。この点に関していかがでしょうか。

業種間及び事業者規模区分間の移動に関しては、現状、特に従業者規模を2段階以上動
くというのは2%以内ということであり、これは恐らく、特に企業レベルで合併するなど
の変更によるものだろうと考えられます。ただ、引き続き、毎月の調査の中で観察をして
注視していただくということのようですので、これで適当かと思いますが、いかがでしょ
うか。よろしいですか。

また、②のその他の小売業の目標精度の向上について、バスケット項目の目標精度を上
げるというのは、言葉自体が少し変なのかもしれませんが、その意味は、ここにあるよう
に、その他の小売業の中から、例えば医薬品・化粧品小売業を抜き出すというような形の
措置のことを言っているのだろうと思います。今回は、それに家電量販店、ホームセンタ
ーに関して丁調査で調査対象として標本設計の段階から工夫していただくということにな
っておりますので、②に関しても改善をなされたと評価できると思います。

この点に関して御意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、この論点の「⑩本調査の課題への対応について」に関しては、回答で適当

と判断をさせていただきます。

時間が少し超過をして申し訳ありませんが、先に進みます。

審査メモの2と致しまして「商業動態統計調査（基幹統計調査）の指定の変更（名称の変更）」です。これに関しまして、14 ページに調査実施者から回答を頂いております。その説明をお願いします。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 それでは、名称の変更につきまして資料 14 ページを御覧願います。

基本的に当方の考えとしましては、商業動態統計調査を商業動態統計に変更したいと考えております。変更にあたっては、この商動では、商業販売統計という部分で、現在の公表物の冊子の名称自体、そういった部分も出ておまして、そういった部分を兼ね合わせた形で商業販売統計というのも可能性としてあり得るところで議論しました。

ただ、商業販売統計ですと、実際には改めて調査客体自体が調査に混乱を起こす可能性があつて、調査拒否につながるということもあつて、最終的には商業動態統計にしたいというのが結論です。この名称変更にあたって全体的な形での混乱を招かないように、一定の期間、1年程度ぐらいのところではタイトルについては両方併記をするような形で、新しい商業動態統計ということで、過去は旧・商業販売統計というような形で、冊子には二重に併記した上で新名称の浸透を図るとともに、誤解等されないような形で対応したいと考えております。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

これは、最初に論点メモの説明のところでもありましたとおり、新しい統計法では、調査とその結果として出てくる統計とを分けるという基本的な考え方になっています。この商業動態統計調査に関しては一括処理した時に積み残しになっていた分なのですが、今回、この諮問のタイミングに合わせて名称も変更するということです。調査実施者から商業動態統計という案が提出されました。ただし、現在、商業販売統計という名称で冊子等で公表されているということですので、誤解が生じないように、当面の間、両方併記した形で進めるということですので。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○廣松部会長 ありがとうございます。

では、この商業動態統計調査の基幹統計としての名称は、商業動態統計とすることにしたいと思います。

一応、これで審査メモに関しましては一通り御審議を頂きました。本日の御審議の中で、最初にありましたコンビニエンスストアにおける既存店の商品販売額の項目を削ることにしましてはいろいろ御意見がありました。その点に関しては、先ほど申し上げましたので繰り返しません。調査実施者において、信頼のおける民間統計があること、それをユーザーに利用可能な公表の仕方を工夫していただくということで、条件付きではありますが、

妥当と御判断を頂きました。

その他の論点につきましては、今回の計画に関して妥当、適当と御判断をいただきました。

時間がオーバーしてしまいましたが、最後に、皆様方をお願いします。

本日の議論につきまして、後ほどお気付きの点等がございましたら、時間が短くて恐縮でございますが、来週の月曜、5月19日までに事務局まで電子メール等で御連絡を頂ければ幸いです。

審議はここまでとさせていただきます。次回の部会日程等について事務局から御連絡をお願い致します。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 次回の部会ですが、来週の金曜日、5月23日13時から、場所は、元に戻りまして、新宿区若松町の総務省第2庁舎6階特別会議室において開催いたします。後日、御連絡をさせていただきますが、今回の会場とは異なりますので、よろしくお願い致します。

今回は、最後の部会ということで、答申案について御審議いただく予定としております。答申案につきましては、部会長の御指示を仰ぎながら作成いたしまして、部会の開催前までにはメールでお伝えするような形で考えております。

先ほど部会長からお願いがありましたお気付きの点、次回の部会において必要な資料等がありましたら、準備の都合もあり、短時間で大変恐縮ですが、来週の月曜日までにメールなど適宜の方法により事務局まで御連絡いただければと思います。

本日の配布資料につきましては、次回の部会においても利用する可能性がありますので、忘れずにお持ちいただければと思います。委員、専門委員におかれましては、お荷物になるようでしたら、席上に置いていただければ、事務局において保管の上、次回部会において席上に御用意を致します。

事務局からは以上です。

○廣松部会長 本日の部会はこれで終了いたします。

長時間どうもありがとうございました。